

世田谷区の住宅宿泊事業者のみなさまへ

ごみ(資源を含む)は 事業主が処理して ください。



- ★宿泊施設から排出される資源(古紙・びん・缶等)・ごみは事業系廃棄物ですので、家庭の資源・ごみのように集積所にそのまま出すことはできません。
- ★資源・ごみを合わせた平均排出日量が10kg未満の場合には、事業主・管理者が分別した上で、事業系有料ごみ処理券(シール)を貼って、集積所に出すことができます。ただし、他の集積所利用者の了解を得てください。分別されていない、シールが未貼付・金額不足の場合には収集できません。
- ★宿泊者が直接集積所に出すことはできません。
-
- ★★平均排出日量が10kg以上の場合には、専門の許可業者に委託してください。その場合、区収集とは分別方法も異なります。

あなたの事業所*から出る資源・ごみの量は、1日あたり10kg以上ですか？10kg未満ですか？

※事業所：住宅宿泊事業の場合、宿泊施設及びその運営を行う事務スペースが事業所にあたります。

1日あたり10kg未満である。

10kg未満：可燃ごみの収集の場合、1回あたり、45ℓの袋で概ね3袋以内を目安としています。

1日あたり10kg以上である。

10kg以上：可燃ごみの収集の場合、1回あたり、45ℓの袋で概ね4袋以上を目安としています。

いずれの方法も可能です。

区の収集もご利用いただけます。

2ページをご覧ください。

廃棄物処理業者に委託して適正に処理してください。

3ページをご覧ください。

資源・ごみの量が1日あたり10kg未満の事業者の方

10kg未満: 可燃ごみ1回の収集あたり、45ℓの袋で概ね3袋(目安)以内です。

**区の収集に「資源・ごみ」を出す場合は、
事業系有料ごみ処理券(シール)を貼ってください。**

(事業活動に伴い生じる粗大ごみ(一辺の長さが30cmを超えるもの)は区では収集できません)

事業系有料ごみ処理券(シール)

取扱場所/区内の清掃事務所、右のステッカーの貼ってある
小売店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど

●種類と料金(税込)	(令和8年7月現在)
(小) 10リットル券(1セット10枚)	870円
(中) 20リットル券(1セット10枚)	1,740円
(大) 45リットル券(1セット10枚)	3,910円
(特大) 70リットル券(1セット5枚)	3,045円

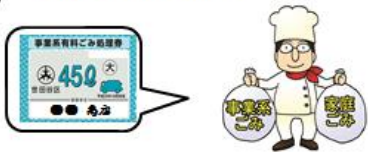
有料粗大ごみ処理券
有料ごみ処理券
取扱所

世田谷区

※容量に見合った事業系有料ごみ処理券(シール)が貼られていないものや、適正に分別されていないものは、
警告シールを貼って残しますのでご注意ください。

資源・ごみは、ルールを守って朝8時までにお出してください

1 事業系と家庭の資源・ごみを分けてお出ください



事業所とお住まいが一緒の場合は、事業所から出た資源・ごみと家庭から出た資源・ごみを分けて、**事業所から出た資源・ごみにはシールを貼って**お出ください

2 シールには必ず事業者名を記入してください



シールには事業所や会社の名前、屋号などを油性ペンなどで記入してください

3 シールは次のように貼ってお出ください

資源

古紙

「新聞(4つ折)・折込チラシ」「雑誌」
→ 高さ10cmにつき10ℓのシール1枚
「段ボール」→ 2枚につき10ℓのシール1枚



ガラスびん・缶・ペットボトル

種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合ったシールを貼ってください



ごみ

袋で出す場合

袋の口を縛り、袋の容量に見合ったシールを上部の見やすい場所に貼ってください



容器(90ℓ以下)で出す場合

容器内のごみの量に見合ったシールを容器の中のごみの一番上に貼ってください



資源・ごみの量が1日あたり10kg以上の事業者の方

10kg以上：可燃ごみ1回の収集あたり、45ℓの袋で概ね4袋(目安)以上です。

住宅宿泊事業などの事業活動に伴って出た資源・ごみは
事業実施者自身で適正に処理する責任があります。

(この中には、従業員の方が出されたペットボトルや弁当容器等も含まれます)

許可を受けた廃棄物処理業者に 処理を委託してください。

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条(事業者の責務)


世田谷区清掃・リサイクル条例 第29条(事業系廃棄物の処理)、第36条(処理)

第46条(事業者に対する運搬等の命令)、第54条(廃棄物処理手数料)


生ごみ




紙くず



木くず



繊維くず
など



一般廃棄物処理業者へ
(下記参照)

発泡スチロール




プラスチック
・ビニール類



金属類



ガラス
・陶磁器類
など



産業廃棄物処理業者へ
業者をお探しの場合は一般社団法人
東京都産業資源循環協会まで
TEL:03-5283-5455
FAX:03-5283-5592

リサイクルできる古紙や



飲食用のびん・缶



事業系リサイクルシステムへ
(4ページをご覧ください)

世田谷区内に本社がある一般廃棄物収集運搬業者(普通ごみ)

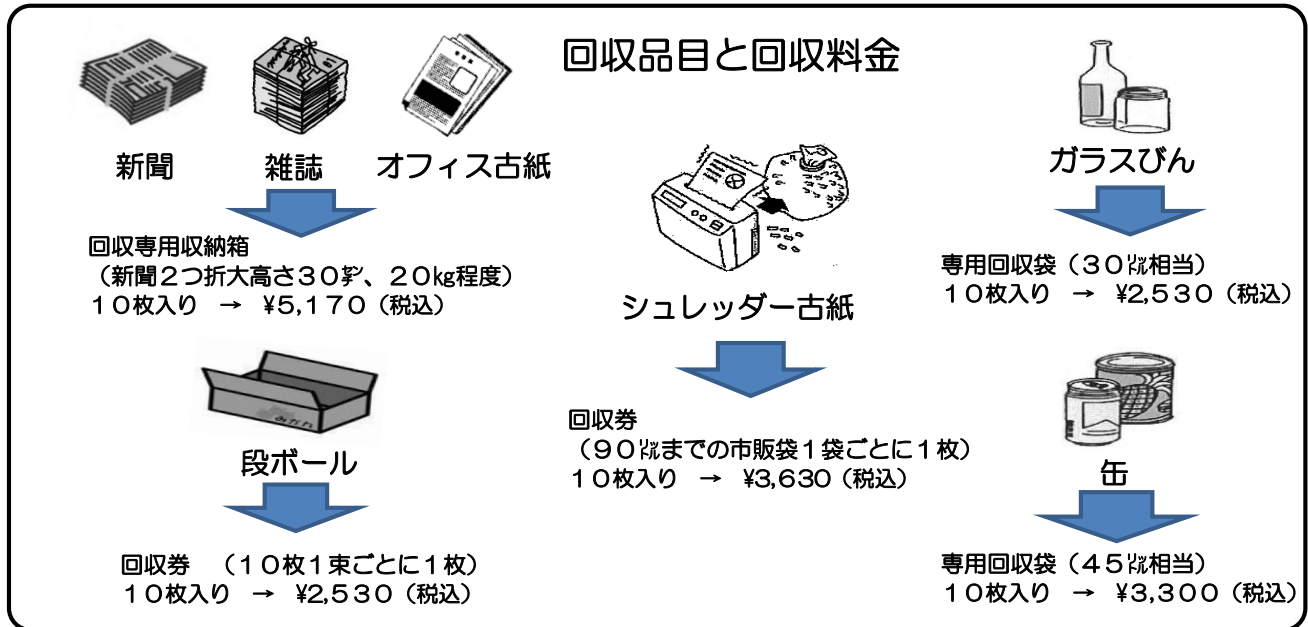
令和8年7月1日現在
(地域別・所在地の50音順)

地域	許可番号	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
玉川	1445	宮衫エンジニアリング株式会社	上用賀 2-3-1-307	03-6303-5903	03-6303-5903
	1381	用賀運送株式会社	上用賀 5-7-2	03-3709-5401	03-3700-0092
	1018	株式会社江栄	野毛 2-3-8	03-3705-9312	03-3705-5850
砧	463	有限会社浅見商事	鎌田 2-14-11	03-3700-1806	03-3700-1869
	174	タカサキ興業有限会社	鎌田 2-15-22	03-3700-6123	03-3700-8151
	1320	有限会社松本商店	喜多見 5-14-18	03-3415-1052	03-3415-1086
	446	有限会社津川商店	成城 9-5-17-402	03-5490-1904	03-5490-1904
	1333	株式会社工コ・エイト	千歳台 3-16-15	03-3483-8081	03-3482-8301
	1406	有限会社玉山	千歳台 4-26-2	03-6411-9897	03-6411-9897
烏山	918	株式会社井上	八幡山 2-11-6	03-3304-8583	03-3304-8589

※ 事業形態、運搬経路等の都合により、契約が成立しない場合もありますことを予めご承知おきください。
※ 区外に本社がある一般廃棄物収集運搬業者の一覧は、区のホームページをご覧ください。

古紙・ガラスびん・缶の処理には、 事業系リサイクルシステムをご利用ください

事業系リサイクルシステムは、区と世田谷リサイクル協同組合が協力して、事業系ごみの減量と資源の有効活用に取り組む、経済的で便利なリサイクルのしくみです。



【メリット1】 社会貢献できます

- ・区の資源回収で取り扱っていないシュレッダー古紙も資源として活用することができます。
- ・環境に優しく、ごみの減量化に貢献できます。

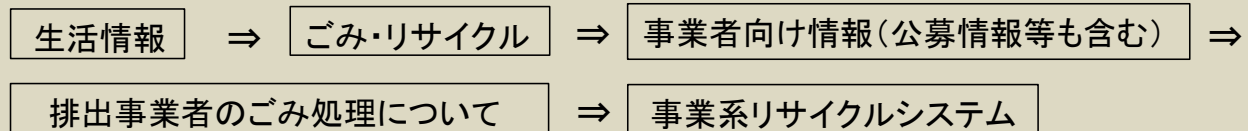
【メリット2】 経済的です

- ・事業系有料ごみ処理券(シール)を貼って区の収集を利用するより安価です。
- ・例えば、シュレッダー古紙(市販の90㍉の袋)を区の収集に出した場合。
 事業系有料ごみ処理券45㍉券×2枚 ⇒ 782円
 事業系リサイクルシステムのご利用 ⇒ 363円 1袋で419円もお得!
 段ボールも、区の収集の半額近くの金額で済みます。

【メリット3】 便利です

- ・直接事業所まで回収に伺います。
- ・朝早く集積所まで運ぶ手間がかかりません。

パンフレットは区のホームページからダウンロードできます



＜問合せ先＞ 世田谷区環境政策部 清掃・リサイクル推進課 指導許可担当(松原6-3-5)

(※令和8年8月10日以降は八幡山2-7-1) 電話6304-3263 FAX6304-3341

●区収集については・・・

(世田谷・北沢地域)世田谷清掃事務所(上馬5-21-13) 電話3425-3111 FAX3425-8381

(玉川地域)玉川清掃事務所(野毛1-3-7) 電話3703-2638 FAX3704-7096

(砧・烏山地域)砧清掃事務所(八幡山2-7-1) 電話3290-2151 FAX3290-2171